

三重大大学レーモンドホール使用細則

(趣旨)

第1条 三重大大学レーモンドホール（以下「ホール」という。）の使用に関しては、三重大大学レーモンドホール使用規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、三重大大学レーモンドホール使用細則（以下「細則」という。）の定めるところによる。

(使用許可基準)

第2条 規程第6条の規定により使用を許可する場合の基準は、次に掲げることによる。

- (1) 規程に定める要件を満たしていること。
- (2) 使用目的が営利を目的としないものであること。
- (3) 特定の政治及び宗教等にかかわる集会でないこと。
- (4) 公序良俗に反し、社会通念上不適當でないこと。
- (5) その他ホールの使用として学長が適當と認めたものであること。

(使用許可の手續)

第3条 施設企画チームは、ホールを使用しようとする者に対し、レーモンドホール使用許可書(以下「許可書」という。)の交付又は不許可の通知を行うものとする。

(優先順位)

第4条 ホールを使用する場合の優先順位は、規程第3条各号の順とする。ただし、許可書の交付後はこの限りでない。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、ホールの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和元年10月1日から施行する。